

南こ第 1255 号  
令和 3 年 9 月 2 日

よなは・よなは第 2 学童クラブ 様  
保 護 者 各 位

南風原町長 赤嶺 正之  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る保育所等における対応について  
(臨時休所要請)

今回、貴園関係者が新型コロナウイルスの濃厚接触者と判断されたことから、  
感染防止・予防の観点から、下記のとおり要請いたします。

なお、保護者の皆様におかれましては、下記の内容を踏まえ、ご理解・ご協力を  
宜しくお願いいたします。

記

**【要請内容】**

貴園関係者が新型コロナウイルスの濃厚接触者と判断されたことから、同  
関係者が最後に登園した令和 3 年 9 月 1 日 (水) から起算して 2 週間後の 9  
月 15 日 (水) までの期間を臨時休所とすること。

ただし、医療従事者等や社会機能の維持のために就業を継続しなければい  
けない保護者及びひとり親家庭など、保育が必要な場合は園児の受入れをお願  
いします。

**【休所要請期間】**

・令和 3 年 9 月 3 日 (金) から 9 月 15 日 (水)

なお、臨時休所の要請期間は、同関係者等の感染検査結果等により、変更の  
可能性があることをご了解お願いいたします。